

とちぎ企業内D X人材育成補助金交付要綱

(通則)

第1条 県の交付するとちぎ企業内D X人材育成補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 大学が実施するD Xの推進に資する講座の受講に要する費用の一部を助成することと、県内企業等における生産性向上や業務効率化、付加価値創出の実現等に資するD X人材の育成を支援することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす県内企業等とする。

- (1) 申請日において、営業に関し必要な許認可等を受けている者であること。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が実質的に経営を支配していないこと。
- (4) 専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業種を営む者でないこと。
- (5) 県税の滞納その他県に対する債務不履行がないこと。
- (6) 重大な労働関係法令違反がないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、大学が実施するD Xの推進に資する専門講座として知事が認める講座の受講料とする。

(補助率、補助上限額等)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、10,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行う。

3 算定の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条及び第13条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
とちぎ企業内D X人材育成補助金交付申請書（実	規則の別記様式第	1 受講料の支払を証する書類（領収書、振込明細等）	1	知事が別に定める日

績報告書)	1	2 その他知事が必要と認める書類		
-------	---	------------------	--	--

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 規則第18条又は第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
とちぎ企業内D X人材育成補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日

(講座等受講料の返還等)

第9条 知事は、偽り、その他不正な手段により講座等受講料の助成を受けた者があるときは、その者から、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8（2026）年4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。